

●香川県教育委員会告示第2号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第32条第1項の規定により、昭和28年香川県教育委員会告示第38号の香川県指定史跡のうち椀貸塚古墳の指定を解除し、その名称を「角塚古墳」に改める。

平成28年9月9日

香 川 県 教 育 委 員 会